

令和 6 年度

第 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 5 月 28 日 (火)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和6年度第2回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年5月28日（火）午後3時
場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
22番 飯塚	23番 佐藤	24番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	横田	平野	清水
上原	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 野村

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 古川 20番 篠宮

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 公壳（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

	上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数12人、欠席委員無しで出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数15人、欠席推進委員数2人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号4番 古川委員 議席番号20番 篠宮委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の古川委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>それでは、議案に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号195番から204番までの10件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>こちらすべて合意による解約であります。解約理由は、他者へ貸付が6件、休耕が2件、転用が1件、錯誤が1件です。</p> <p>同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号の10件を承認します。
	<報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは3頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「店舗」の1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。
	<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号38番から番号50番までの13件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは4頁から10頁をご覧ください。報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「敷地拡張」3件、「一般個人住宅」2件、「宅地造成」2件、「事務所・整備工場」2件、「処分場跡地」1件、「一般個人住宅及び駐車場」1件、「店舗・事務所・整備工場」1件、「駐車場」1件です。番号40、41、42、50番につきましては、1,000m ² を超えていたため、次の8頁から10頁の位置図を添付してございます。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
吉村委員	処分場跡地とは何ですか。
(事務局)	プラント跡地で現在は緑地帯になっています。本来なら緑地帯とした時点で転用手続きが必要ですが、事後の届出となっています。

中村 議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の13件を承認します。
(事務局) 秋山	<報告第4号「公売（期間入札）による農地法第3条許可証の交付について」> 報告第4号「公売（期間入札）による農地法第3条許可証の交付について」、番号1番から番号4番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。
秋山	それでは11頁をご覧ください。報告第4号は、公売（期間入札）による農地法第3条許可証の交付についてです。 この案件は、令和5年度、2月の第11回第一農地部会で、公売の入札参加資格者として、申請者に「買受適格証明書」が交付された案件です。 去る令和6年3月19日に開札が行われ、落札者である申請者から 第3条許可書が提出されました。 内容確認した結果、2月の議決内容と同様であったため、3月26日付で事務局長専決処分により、許可書を交付したものであります。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。
篠宮委員	2, 3番の対価額の差額に意味合いはありますか。
(事務局) 秋山	あくまでも入札になりますので、差が生じて然るべきものと認識しています。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第4号の4件を承認します。
(事務局) 秋山	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」> 次に、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。 それでは12頁をご覧ください。議案第1号は、上越市農用地利用集積計画の取消についてです。

	<p>この案件は、上五貫野地内の農地の所有権移転について、昨年、12月の農地部会で農用地利用集積計画の策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>こちらの案件につきまして、譲渡人、譲受人の双方から所有権移転の対象筆に錯誤があつたということで、取消しの申請があつたものであります。</p> <p>以上です。</p>
竹内 部会長	錯語の詳細についてご教示いただけますか。
(事務局) 秋山	対象筆が多数あつたため、本来、所有権移転すべきではない筆が混じってしまったものと聞いています。一旦、公告しましたので、抹消登記するために改めて集積計画の修正公告が必要になるものです。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。
議長	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画の修正を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第2号「農地法第3条許可申請について」>
議長	次に、議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号19番と20番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは13頁をご覧ください。議案第2号は、農地法第3条の許可申請です。別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。順に概略を説明します。
秋山	番号19番につきましては、譲渡人が高齢で離農するため、譲受人が、(登記地目が田ですが)現況は休耕地であります。畑として利用するものです。譲受人に確認したところ、耕作できる状態に整地し、畑として利用することでしたので、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

	<p>次に番号 20 番です。譲渡人が高齢で経営規模を縮小したいため、近隣を耕作している譲受人が田として利用するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>※関係委員から現地確認報告について、特段の問題等なしの報告。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p><議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 12 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 14 頁をご覧ください。</p> <p>番号 12 番は、大字四辻町地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和 6 年 6 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 395 m²、建築面積 102.47 m²で建ぺい率は 25.94% となり、計画は妥当と判断しました。都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>
議長	

	(「ありません」の声あり)
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定21件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転2件、番号397番、398番について事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは、17頁をご覧ください。</p> <p>所有権移転2件の概略について説明します。</p>
秋山	<p>すべての案件につきまして、利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により、所有権移転するものであります。</p> <p>番号398番につきましては、先月の農地部会で議決された「所有権移転あっせん申出に係る買入協議」の対象農地について農地中間管理機構が買入するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p>
	(「ありません」の声あり)
議長	<p>続いて、貸借権設定21件を上程いたします。</p> <p>はじめに、佐藤委員関連の番号395番から396番の2件を除く19件についてであります。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは、はじめに佐藤委員関連の番号395番から396番の2件を除く19件について説明します。</p>
秋山	<p>頁は18頁から22頁をご覧ください。</p> <p>内訳といたしましては、新規が4件、残りの15件は再設定となっております。</p> <p>こちらの新規案件につきましては、主に貸人の要望や、受け手側の耕作不便により、新規で貸借権設定を行うものでございます。</p>

	<p>その他、再設定につきましては、設定期間を1年～10年に設定し、従前からの契約を継続する再設定となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、次に、佐藤委員関連の番号395番、396番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する佐藤委員は、退席をお願いします。</p>
	<p>(佐藤委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは、佐藤委員関連の番号395番、396番でございます。</p>
秋山	<p>ページは22頁をご覧ください。</p> <p>こちら、貸借期間の満了に伴い継続して貸借権を設定するものでございます。いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願ひします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、佐藤委員関連の番号395番から396番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、佐藤委員の退席を解除します。</p> <p>(佐藤委員 復席)</p>
議長	<p>佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p>

	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号38番から49番の12件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは23頁をご覧ください。</p> <p>番号38番から49番まで、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p> <p>こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>	

議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件を上程します。 番号7141番について、事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1頁の貸借権設定、番号7141番について説明します。 再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定2件を上程いたします。
(中郷区) 丸山	2頁の議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号7104番と7105番の2件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	(板倉区駐在室分の議案)
	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7512番を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(板倉区)	1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7512番の届出書を受理しましたので報告します。受理した1件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。
宮尾	以上です。
	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定10件を上程します。</p> <p>番号7573番から7582番の10件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区)	2頁から4頁の貸借権設定、番号7573番から7582番の10件について説明します。
宮尾	新規案件は、7574番から7581番の8件です。
	7581番については、今月の合意解約、7512番の関連案件です。

	<p>いずれも、これまで耕作していた農地を、主に園芸を中心に行う会社として設立した、株式会社Aが貸し人の要望により、近隣の農地を一体的に引継ぎ、生産を行うこととしたものです。他の2件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定8件を上程いたします。</p>
（板倉区） 宮尾	<p>5頁から6頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号7521番から7528番の8件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	それでは、採決に入ります。

	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>（清里区駐在室分の議案）</p> <p>＜議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞</p>
議長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
（清里区） 中条	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画について」貸借権設定、番号8127番から8130番の4件について説明します。</p> <p>これらの案件はいずれも再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願ひします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
	<p>＜議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」＞</p>

議長	続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定6件を上程いたします。
（清里区） 中条	<p>3頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定3件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願ひします。
	（「ありません」の声あり）
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	（「異議なし」の声あり）
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	（名立区駐在室分の議案）
	＜議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件を上程します。貸借権設定、番号9540番の1件について、事務局の説明を求めます。
（名立区） 高橋	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>1頁、番号9540番の1件は、これまでの耕作者の労力伴い、新たな耕作者により耕作を行うものです。</p> <p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願ひします。

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
	<p>＜その他＞</p>
議長	<p>その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>